**大阪府景観審議会 屋外広告物部会　会議要旨**

建築指導室建築企画課

・平成26年10月27日（月）10:00～正午

・大阪府咲洲庁舎18階　会議室

・出席委員：梅原委員、亀田委員、神瀬委員、東房委員、

　　　　　冨田委員、長町委員、広井委員、

松本専門委員、若本専門委員

**□ＬＥＤ等照明広告の規制のあり方について**

【事務局】

内容の説明

【委員】

　ありがとうございました。研究結果資料は最後に事務局が回収するので忘れないようにお願いしたい。この研究は審議会の委託研究ではないので、それぞれ先生方が独自に研究しておられるものを我々が利用させていただく関係のもの。

まずは規制内容と規制区域というのは関連しているが、一応分けて、規制内容、例えば輝度あるいは面積あるいは点滅、そのあたりの話からご意見いただければと。委員お願いします。

【委員】

　非常に学術的にしっかりした研究が進む中で、科学というのが本当にすごいものだということをこの研究結果から拝見している。というのも、事務局から当初から配られていたCIEの国際照明委員会の障害光抑制ガイド。CIEというのは長い歴史をもって色々な基準を作っている専門機関。そこが看板の輝度についてE1～E4、50,400,800,1000という基準を元々設けているという数字があった。昨年のプレ調査等でやっていただいた内容、2000カンデラ、3000カンデラそういったレベルで評価をしていったときにCIEのデータは圧倒的に低い数字だったため、問題外だろうと認識していた。自発光しているものの輝度と書かれているが、サイネージとは無関係ではないかという気になってしまったのではないかと思う。ましてやデジタルサイネージの売り言葉は1万カンデラだと予備資料等に書かれていたので、この数字について深く捉えていなかったと思う。

今回の大阪大学での実験結果を拝見すると、特に重要なのは一番下の段のまぶしさあるいは不快さに対してもっとも悪い意見。6段階7段階で評価したというパーセンテージが問題で、非常に低い明るさ、低いカンデラですでに、不快・まぶしいと言っている人たちがいて、大きな画面が目近の場合、だいたい1600カンデラ位で50%の人が非常に不快だと評価したことになる。逆に言うと、例えばCIE（国際照明委員会）が設けてきた400カンデラ、これはE2のレベルなので、この設定地域があいまいだが、「地方」、「低い明るさ」、「産業的又は住所的な地方領域」に当てはめられるものが400カンデラだというレベルで見ると、4mのレベルの人たちで言えば2割を切る人が、10mのレベルで言うと1割を切る人が非常に不快であるということになる。そういう意味でいくと、当初、公にされていた看板の輝度は数値が低かったが、サイネージの評価実験をすると、そこに正に当てはまってきたというのが、人間が感じるまぶしさ、明るさを表しているのではないかと、そして、その時期が違っても恒久的な人の感じるデータがある種取れたのではないか。後は我々が、何割くらいの人が非常に不快だと思ったことをよしとするか。0%でなければいけないのかどうかというようなところが、一つの基準になるのではないかと感じる。

　要約すると、大阪大学でやっていただいた非常に手間のかかる50人もの人を使った感性評価は、CIEの出していた看板輝度の基準とリンクしているのではないかと感じている。

【委員】

　ご意見あればどうぞ。

【委員】

　先ほど、委員からこの実験は大阪府から依頼したものではなく、実験データを採用させてもらっているという話があった。話を聞いていると実験状況は、実際に暗い部屋で看板の位置と人の位置は一緒の高さで設置している。LEDは直線的な光が飛ぶので、実際の看板というのは壁面とかポールの上にあるので、その辺と同等としてよいのか気になるところではある。また、この実験で電球とか蛍光灯であれば、どういう結果になるのか気になった。そのところ注意しなければならないところだと思う。実際、設置されているLED看板も検証するとのことだったと思うが、それと一緒にやっていくのがいいのではないか。

【委員】

　一つ質問がある。これは夜の看板に関しての輝度評価である。完全に真っ暗な所でやっている実験で、夜の輝度評価だと思う。日中は太陽光のある場所では、それが数千カンデラになっていても太陽には勝てないので、全く関係のない話だと思う。屋外での発光体の看板そのものの設置を規制する話では、全くそことは関係ないと思う。問題は夜に、ある種の明るさに落とすということを、ある種の住居地区で決めてしまっても大丈夫かどうかということだと思う。

　要は、昼間は設置しても全然問題がないと、でも夜になったらこの明るさにしてくださいということを決められるかどうかだと思う。サイネージ看板そのものの基本能力としては、調光は完全にできると思うので、私の個人的な意見としては可能だと思うが、その辺を業界の皆さんにご意見をいただけたらと思う。

【委員】

　しょうもない質問で恐縮だが、このデータで、先生がさっきおっしゃった0%にしないといけないのかどうかという基準をどこにもっていくのかということで、資料を見たら、図5と図6を見たらこれもう0でも0じゃないですよね。

【委員】

　そうです、そうです。

【委員】

　もう照明が嫌いだというと語弊があるが、なぜこうなっているのか、不思議でたまらない。

【委員】

　でもそれはそういうものだと思う。点灯しただけでも実際に（不快感を感じる人が）出たというだけで。これは本当に客観的に行われていた実験で、私を含めて皆さんどちらかというと照明に対して好意的だと思うが、点いただけで嫌だと思う人もいるということ。

　あの、この場でこの実験の是非を問うのは変な話で、全く意味が違う。この実験結果は閉じた空間の中で、暗い環境の中で純粋に人がどう感じるのかデータを取ったものなので参考にしていただくというだけの話だと思う。

　偶然にも私が気づいたのは、先ほど申し上げたとおり、CIEが出している基準というのは完全に無視していた。2000カンデラというのはCIEの基準なのに無視して、すごく大きな数字を出そうとしていた。それに関して今回の人の不快・不快でないデータは、やはり不快なんだということをちょっと示してくれたかなという気がしている。そういう意味で私たちが、この実験そのものの是非をここで問うのは時間としては無駄で、そういうのがあるというだけの捉え方にして、逆にCIEが設定していた元のカンデラというのは運用できるのかどうかで見てみたらいかがか。そういう意味で、先ほどの私の質問で議論できたらと思うが。実際に夜には、日中5000カンデラとかで点いていたものを必ず、このエリアの場合は400カンデラ、800カンデラに落としてくださいということはできるのか。

【委員】

　調光に関して変更するというのは技術的には可能。ただ、気になるのは誰がチェックするのか、どこまでチェックできるのかというところ。業界の人たちにも徹底して、その話をするあるいは事業主さんにもその話をするというかたちで実行することになると思うが、例えば半年ほど経った後に事業主さんがボタンをカチャカチャして変更してしまったら、もうそこまで。実際にそういうことが起こってくることが予想される。業界の人間としてはそういう気がする。

【委員】

　これは議論すること自体がかなり新しいテーマ。環境ということで考えていくと、だいたい環境の規制の歴史って最初はだめなものは徹底的に排除するところからきて、数値基準を決めてその中に入っていればいいとか。今は環境基本法とかも環境基準を定めて、それにあてはめをしてそこを目指してみんなで頑張ろうという風に規制の仕方が変わってきている。規制ということで考えれば本当にだめなものはどれかという観点で議論した方がいいのではないかと思う。一定期間、例えば5年とか10年とか経って、業界の方も含めて大阪のサインというのはこういうものだという共通認識ができたあたりでもう一度考え方を変えて、大阪らしさを目指そうとか前向きな話にしていくのがいいのではないか。そうしたときにこの実験データやCIEの基準が本当にだめなのか、目標値なのでもう少し上に設定した方がいいのではないかとか、そういうことを考えた方がいいのではないか。特に、景観でなかなか用途地域で規制することがない。そういうことを考えてもだめなものがどの辺りなのかを少し考える必要があるのではないかと思う。

　このデータ云々というのもあれだが、結局このデータを見ていると暗いのも不快だし、明るすぎても不快、そういう意味だと思う。中途半端な明かりは不安になるだけ。128とか64とかその辺りが一番快適なのかもしれない。だめとなったものは、何パーセントの人たちが不快といったものがそうなんだという辺りをまずは考えてみてもいいのかなと思う。こういう事例は他にないのか。騒音とかにおいとか。その人の主観で苦情を言われるような分野があるが。そういうのが一体何パーセントくらいの人が言ったらこれはNGとかいうのがあれば参考にできるのではないか。

【委員】

　規制基準をつくって規制するということもあるし、先ほど事務局からあったガイドライン的にすすめていくかということもある。先ほど、委員もおっしゃった規制基準があっても守られなければ意味がないので、いかに上手く地域とやっていくかということだと思う。そのために厳格な規制も必要かもしれないし、そうではなくて緩やかな広告業の方々と地域あるいは事務局との話し合いで、この地域であればこうというような仕組みを作るのがいいかもしれない。それを皆さんの御意見を聞きたい。ここはこれ以上だめとか、ここは緩やかとか、あるいは色とか。一応、輝度と面積だろうということは考えていたが、それだけではない。色もあるし、点滅もある。例えば輝度どうこうではなく、点滅を規制するという議論もあっていい。後はもうちょっと緩やかに考えていい。

【委員】

　そういう意味でいくと、あきらかにまぶしさに関して、256と512の間でがーんと棒の高さが変わる。その辺りで一つの分かれ目ではないだろうか。輝度についてもういいかとう話はやはりない。正直、これだけ不快な人が多くてまぶしい人がいたことにびっくりし、広告物として好感度が高くないことにびっくりしているわけですが、それはここに数字上見えるのか。いかがか。

【委員】

　これどういう風な画像だったのか分からないが、例えば今回、グリコさんが点灯式典をされたが、ああいう風な面白いコンテンツ次第で、その人が好感を持っているものかあるいはエンターテイメント性が強いものか、ただ単に静止画でぼんというのと全然イメージが違ってくるのではないかと思うが。

【委員】

　私もそれは実験段階でご意見申し上げた。こういう感応評価の基礎実験では、コンテンツそのものの普遍性について、まずそれを証明しないといけない。コンテンツそのものが普遍的に全員に同じ感情を持たせるものであるのかということなので、それは実験には不適格だということで、先生方は無彩色のただの色面、一色、それも白。委員がおっしゃるように、コンテンツの面白みで印象はずいぶん変わると私も思うが、実際にこの数字が全ての状態でこう感じるとは思えない。ただ、例えばだめな方の基準をつくるとき、騒音の実験なんかでもそうだが、こういうやり方で一番下のレベルを決めるということらしい。先生方はそういう研究発表されるということで、要は、私たちがこれをどう利用するかということ。

【委員】

　さっきから聞いているが、実験データの資料を返却するのだったら関係ない。基準を決めると皆さんおっしゃっているが、実際、こちらで選定した屋外広告物、デジタルビジョンをみんなで1度見て、それをまず基準にしたらおかしいが、とりあえず、皆さんで1度現場に行って、夜こういうのってどうなのかというのをまず決めた方がいいと私は思う。口で言っていても、カンデラを測る装置を持って行ってやらないと。

【委員】

　1度やっている。輝度計を使って。

【委員】

　そこでは基準だけの話。前に出たが、それについて前回議論したときは、何の基準でやっているのか。場所も見るところも違うし色々なことがあるから、1度、審議会のメンバーの皆さんも当然行ってやるべきじゃないですか。資料はいただいているが。

【事務局】

　経過だけ言うと、事務局の方でアトランダムだが、大阪市内を中心にサイネージのあるところについて実際に測定をしてその結果をまとめて審議会で報告した。それを元に仮置きをしたという経過になっている。ただそれは、サンプルの取り方が当然アトランダムだし、適切かどうかという話もあるので、それだけではちょっとまずいという話もあり、基準そのものについて一定の検証結果として出されているものの一つがこの研究結果。これは独自の研究結果として出されている。この実験については先ほど説明させていただいたが、各委員にはご案内差し上げたので、協力いただける方には協力いただいて、実際に被験者になっていただくようにというご案内をさせてもらった。

【事務局】

　実際、現地で感応調査をやったらどうかということだが

【委員】

　それはできない。現実的じゃない。

【委員】

なぜ現実的でないのか。

【委員】

感応評価って言うのは

【委員】

いや感応評価でなくて、まずその基準を決める。

【委員】

　昨年からこれ粛々とやられてきた。事務局が当該地区を選んで、こういうのがあると。皆さんよくご存知の場所もあって、どのくらい光っているのか。委員に選ばれているのだから、それぞれ見ることもできる場所だった。その明るさや輝度を皆さん委員に選ばれているので、自分で見たりできた。それを強いるわけではないが、事務局がその輝度も計って報告されたということで、一度皆さんそれで納得された状態だったと思う。

【委員】

　いや、納得はしてない。

【委員】

　色々な見る目や場所の角度で違ってくるし。だから何を基準にされたのか、一応参考にはするという話だったはず。

【委員】

　でもこれ輝度を計られているではないか。

【委員】

　輝度を測っているのは分かっているが、ばらばらではないか。

【委員】

　ばらばらとはどのように。

【委員】

　測る位置が。

【委員】

　同じ距離で測られている。

【委員】

　測っていない。

【委員】

　同じ距離で測られている。メーターを測って。そこまでおっしゃったら、何をやってもだめということになるではないか。

【事務局】

　これはすでに報告をさせていただいているが、例えばいま出ている千日前のパチンコ店のサイネージがあって、4ｍ、10ｍという設定でそれぞれ輝度計を持って行って測定した。目の位置を1.5ｍ程度に設定し、測定したものをとりまとめて報告している。

【委員】

　そう細かいことをつっこまれたら困るが、要は不可解があるのかないのか。実際の千日前のカンデラはいくらだったか。

【事務局】

　千日前のものは非常に際立って明るいものばかり。4000カンデラとか5000カンデラくらいの数字が出ている。

【委員】

　対象地区でなかったのでは。

【事務局】

　もちろん対象地区ではないが、サイネージに関して言うと、そもそも視認したときの明るさがどの程度なのかということについて、客観的なデータはなかなかとれないので、実際に現地に赴いて測定をした。住居系ということを意識していたので、測定の場所としては４ｍ程度の細い住宅内の道路といった場所と幹線道路等の１０ｍ程度という場所の二つの距離を選んで、それぞれ測定したということ。

【委員】

　ただ、色々なデータを出していただいたが、千日前通りのこのパチンコ店の光が何人の方に調査をして、これがまぶしくて不快だったとか点滅がだめとかいうデータはとっていない。一応、こういうものがあって、これだけのカンデラがあるということをご報告いただいた。

　委員が言っているのは、これだけではなく、こういうところでその光を皆さんがどういう風に感じるのかというところと一緒にしないと、これだけをもってというのはちょっと具合悪いのではないかということを言っておられると思う。

【事務局】

　これまでの審議会や部会で議論していただいている中で、最初に実例として何があるのかということを確認いただいたので、それをただ実例としてあげていっても規制という形になってくると何かしらの根拠が必要となる。その根拠としてまずできることは何かということで、純粋に今回の実験をしていただき、途中ではあるが、本日、ご報告させていただいた。

その上で、これだけをもって規制できるのかという議論があると思うし、その上で足りないということであれば、来年度以降、これをふまえてこういったものが必要ではないかということもこの場でご議論いただければと思う。ただ一点、考えていただきたいのが何かしら規制をするにあたっての根拠をどう考えるのか。現場がこれをみて、これは○だがこれは×というのは、説明する側として事業者、府民に対して説明できないことになってしまうので、その辺を念頭において、何が必要かということをご議論いただければと思う。

確かに現地で見るというのは非常に大事で、我々が規制するにあたっては実際どういう状況なのかということをもって、良いのか悪いのかということをはかっていかないといけない。実際に色々、私も勉強したが何が不快を感じるのか見ていると基本的には対象物の面積と見る人との距離、それが対象の凝視角、全体の中での立体角が何度あるかと色々な論文で出ている。面積と距離と定位置。先ほど、委員からもあったが端にあるかど真ん中にあるかでちがう。端の方にあるのと位置における面積、それと対象物と周辺との輝度差。まっ暗のところと薄暗いところでは全然ちがう。もう一つは輝度差のスピード。徐々に明るくなる。真っ暗なところから急に明るくなると瞳孔が慣れてくる。この辺りが高いところの看板も含めてどのようにガイドラインに落としていくのか。実際に現地を見ながら、今のディメンジョンでどのようなことで、この場合はこういう場合は、距離、面積、定位置、周辺との輝度差、輝度の変化スピードこの辺りをどういうような形で、規制やガイドラインに盛り込むのか非常に難しい問題。本当は実験をこちらで用意してやらないといけない。その辺りをどうやっていくのかということが一番大きな課題になろうかと思う。

【委員】

　それでCIEの基準をご参考にされたらどうかというのが私の意見。

【委員】

　話が戻ってしまうが、昨年この話が出たときに苦情が出ているという話があった。だからこれから色んなことをやっていこうということだったかと思う。その時にどのような苦情なのか具体的なものを出してほしいと言った。そうでなければ検討することは難しいという話があったと思う。このような声があるという苦情をまとめたようなものを出してみるという話だったかと思う。

【事務局】

　最初に各市町村にアンケートした内容の中で具体的に苦情が出てきたところについてご報告はできていない。事務局としては4箇所程苦情が出ていることを把握している。そのうち2箇所にについて市町村に具体的に確認し、現地にも行って測定調査した。

【委員】

　それはどのような内容なのか。

【事務局】

　苦情の箇所については報告したアンケート※の中に書かれている。(※ＨＰ参照)

【委員】

　そういうこともあったので、仮置きとして2000カンデラと面積、用途地域としては住居系ということにした。規制になってくると合理的根拠がないと納得していただけないので、慎重に。輝度の規制はたぶん初めてとのこと。

【委員】

　１はガイドラインか。CIEの。

【委員】

　これはガイドラインだと思う。規制基準ではない。

【委員】

　規制基準ではない。

【委員】

　と思うが、参考になるだろうということでCIEの輝度を

【委員】

　私が国立公園の仕事とかするときはこれを守るよう言われる。これをどこまで守りなさいという状態なのか調べてもらって。

【事務局】

　これは環境省が作っている光害対策ガイドラインの中のものを参考にしている。所管からいうと、府でも環境部局になる。そこに聞いたところ、府のスタンスとしては、光害いわゆるひかり害については、公式の見解かどうかは不明だが、担当者の見解としては個別対応が可能なので、可能性として大気とか水とかそういうレベルでの光害対策はやってないというのが、環境側の現在の方針。このガイドラインに基づいては、具体的に何の対策もやっていない。

【委員】

　光害になってくると、まさに個別対応になってくるので景観審議会で輝度を設定したとしても、その基準を十分満たしているにも関わらず、光害が出てくるかもしれない。それはそれで調停なり色々な解決法があると思われる。ただ、一定の基準を作ってそれを守っていただこうかなということで、仮置きをしてこうではないかと。

【委員】

　はっきり言えるのはCIEが設置している数値というのは色々な実験や調査の結果、設定されている数値。看板の輝度というのが明らかに書かれている。皆様にご参考に見ていただく必要があるのではないかと。低いので無視しようとしていた。低いと感じていた。今回の実験も含めて、そう低くもなかったんだということが改めて判明したので、もう一度皆様によく見ていただく必要があるのではないかと思う。

【委員】

　話として輝度に集中しているが、もちろん輝度の規制でもあるが、先ほどから言っている点滅。これも時間があれば議論いただきたい。それから地域の問題。規制区域についても関係するので、議論いただければ。一応、仮置きとしては住居系でと考えている。ただし準住居は除いている。

　先ほど、事務局の話にあり、私もそうだが広いエリアの用途地域ではなく、区画の小さいエリアで考えてみるのかもしれない。そうとすると規制の仕方が今までの条例と違ってくるのでやりにくいなということ。

【委員】

　例えばどういうエリアなのか。

【委員】

　例えば地区計画設定されているところや、今、議論している古墳群のエリアがある。この辺りは、小さなエリアなので規制しやすいのではないかと思う。また地元の方にも業界の方にも納得していただけるのではないかと思う。今の条例の体制としては、用途地域を基礎として許可地域を定めている。

【委員】

　許可基準なので、制度としては許可制になる。

許可をしてくださいという方はどちらの窓口に行くのか。

【事務局】

　市の方に権限移譲しているので、窓口の大半は市町村になる。一部、吹田市など７市町村は土木事務所での対応となる。条例については府の景観推進グループで所管している。当然、政令市中核市は外れている。

【委員】

　設置規制ということではなく、夜に暗くしなさいというだけで、問題は守られないかもしれないということだけ。設置に対してNGを出す権限はない。

【事務局】

　そこはまだ十分議論できていないが、許可の段階でサイネージが設置されることは分かるので、その場合は何らかの形でどれくらいの明るさになるのか、どれくらいの輝度になるのか。輝度で基準を決めるのであれば、輝度を基準に合うかどうか仕様を出していただいて、それに基づいて許可をするという形になってくる。そこはまだ十分議論できていない。

【委員】

　今、窓口の話が出たが私たちが窓口に申請に行くと、ずいぶん時間がかかり、苦労するというところが本音である。組合をあげて屋外広告物の申請はきっちりしていこうとしているが、中々、未申請や違反広告が多い状態である。特に大阪市が難しい。申請して1回で通るということがまずない。色、大きさ等細かくしているところは、堺市もそうだが細かくすればするほどうるさい。業者によってはもう（申請）やめとこうとなることがある。（申請）出さなくてもいいのではないか、（申請）出さなくても何もない。先ほどから一番懸念しているのが、輝度、面積、点滅、用途地域もそうだが色々細かく決めていくが、なかなかそれがスムーズにいくかどうかというのが、一番気になるところ。大阪の看板がこういうものという地域の皆さんの意識の向上というのが、そういうのが屋外広告物ですごく大事だと思う。特に京都なんかは、うるさいのに楽。理由は行政が周知を徹底しているから、すぐに納得していただける。大阪はそれが全然ないので、なぜうちの看板だけこうしないといけないのかということになる。いくら、細かく決めていってもどこまで守れるのかなというのも気になるところである。特に、大阪市に行くと意見を言わせてもらうことがほとんど。対応の仕方とか内容とか。何度も足を運んで、やり取りするが最終的には「今回はこれで認めましょう」と言われる。「今回は」とはいうが決められたルールがあるではないか。先日、大阪市の職員に「勉強してください」、「この人はOKであの人はダメとはどういうことか」と意見を言わせていただいた。そういうことが現実である。なので、調光の調整は可能だが、実際にそれがどれだけきちんと行われるのかどうかというのは気になる。

　ここで言いたいのは、行政の全ての方々が意識向上してくれたらいいなあということ。

【事務局】

　委員がおっしゃるように許可なので、許可に役人の恣意性をもってくるというのは許されないこと。本当は厳格な基準がある。本当は実質形で何カンデラ以下にしなさいという話だが、きちんとやっていかないと、正直者が損をする。屋外広告物行政そのものの信頼がなくなっていく。

【委員】

　企業の広告宣伝費は一定もしくは、業績に比例する形になっており、どんどん増えている状況ではない。また、東京に比べて大阪の広告受注費用は年々小規模になってきている。広告主は最大限の効果を予測したうえで発注するので、大阪という市場で夜に光らないサイネージにお金をだすことはありえず、規制自体意味がないと思われる。また、中間地帯でも規制を厳しくしすぎて大阪の業者が受注する広告費用が縮小することが一番こわい。

【委員】

　今までの議論の中で住居系は制限がいるということは合意されているのか。

【委員】

　制限がいるという前提で話し合うようになっている。

【委員】

　いま、ターゲットにしているのはたった６つの用途地域。先ほどのものは全く対象外で単にここにサインがついてないから、あそこに見にいかないと仕方ないという事例のピックアップかと思った。

【事務局】

　商業系のところについては、商業系の施設との調整というか商業上のバランスというのがあるので最初からそういう意味で除いている。用途地域についても準住居は最初から想定していなかったのではずしている。確かに環境とかいう話になると用途地域で規制するというのはなかなかしないことだが、事務局としては住宅地の夜間景観を阻害するものについて排除していかないといけないのではないかとの出だしだった。もちろん光害という側面はあるが、観点としては住宅地の夜間景観を阻害するものにならないようにしていこうということで始めた。

【委員】

　そういうことでいくと、これは低層住居専用地域みたいなところで企業が好きにやって経済活動発展させようなんて考えはまずないだろうし、問題になるのは専用がつかない第一種住居地域と第二種住居地域くらいなのかなという気がする。単に規制が厳しいというよりは、素直に住居専用地域はそういうところだとしておく必要があるのではないか。人がそこで暮らしていて、夜は静かに家族と団欒して寝るとそういう地域のことを今ターゲットにしているということ。当然、大阪らしい道頓堀のようなどんどんやってくださいというような気持ちがあると思うので、そういう目で見ていくと意外と、こういう学術的な実験というのは意味があるのかなと思う。楽しい環境を作るためにどうというのではなく、人間が普通に生活している上でどうかということ。その説明がないと大阪府として規制をかけたときに説明できないと思う。何が言いたいのかというと、住居系のところで皆さんの平穏な住環境を守るためですというようなこととか、風紀の乱れとか気にされる人が増えているので、そういったことにならないようにする予防策としての面もあるということ。かといって、昔からある商店街のようなところのちょっと外れて多少にぎやかなところは住居地域になっていたりするので、そういうところをそう考えるのか、もう少し的を絞った方がいいのではないかという気がした。

【委員】

　どうぞご自由に議論していただいて。まだ今日で結論を出すとかいうことではないので。最終的にこの規制は難しいということになるのかもしれないし。私も最初、CIEの基準を見たとききついなあ、これは難しいのではないかと思った。それで実際に色々なものを見て2000かなということだが。

【委員】

　でも、住居地域なので。本当に商業地域と間違わないようにしないといけない。新たに住居地域の中に新たに光った物体というのが出てくることに対して、この基準が設けられて、良い住居地域が担保されることにならないといけないと思う。そういう意味でいくと、当初見えていたCIEの基準が厳しいのではないかと思っていたが、改めて感応評価をやってみると、それとすごく類似した数字が出ていることに驚いている。だから使えるのではないか。具体的に申し上げると3割以上の人が超不快だと思わないことを基準にしていくラインで一つ線が引けるのではないか。それは本当に住居地域なので、住居地域とはどういう地域かともう一度、認識が皆様で合意できてないとするなら、言葉上、住居地域としているが、事務局からこういう場所が住居地域でそれぞれ６つの中身が分かれているということを再度、ご説明いただきたい。

【事務局】

　資料で言うと「用地地域による建築物の用途制限の概要」。第一種低層住居専用地域というのは専ら戸建ての住宅が立ち並んでいるような場所なので広告としても禁止地域にしている。原則として店舗が立地することは想定されていないところで、看板も原則禁止している。第二種低層住居専用地域や第一種、第二種中高層住居専用地域というのは、特に第一種中高層住居専用地域等は小型の店舗であれば立地可能となっており、マンションが林立しているような地域。用途地域的にいうと、広告物についてはこの地域も許可区域にしている。一種住居から二種住居の地域については、先ほど委員からもあったが、用途地域を決めたときに住宅が主体だけど店舗等が混在しているような商店街というのは、住居地域とされているとことが多い。比率からいうと1/3程度。大阪府のエリアで言うと例えば岸和田市や八尾市など比較的市街地の歴史が古いところで、中心的な商店街でない周辺地域というのは、だいたい住居系の地域になっている。非常に大まかに話しさせてもらった。今回事務局が行った調査の中でいうと、箕面駅の周辺というのは比較的住宅地が隣接しているところ。すでに説明させていただいたが、第一種、第二種中高層住居専用地域ではあまりサイネージはなかった。隣接して商業地域のところもあるが、50mのところでかかってくるかどうかという話があったが、第一種、第二種中高層住居専用地域ではあまりない。ただ理髪店等でよくある小型のサイネージはあったが、あまり大きなものはなかった。

【委員】

　だいぶ時間が経ってきたが、色々ご意見があって、中々まとまっていないが、他に意見があればどうぞ。

【委員】

　元々の屋外広告物条例があるがそれにプラスしてLEDの規制をかけていくということなのか。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　そうですか。光の場合、輝度はそれでいけると思うが面積の場合は屋外広告物条例がすでにあるので、それを見ながらでないとできないのではないか。それよりも大きくすることはできない。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　現在、設定されている許可基準を前提にしている。本日は、許可区域におけるデジタルサイネージについてどうあるべきか意見をいただくという場。なかなか意見がまとまらないが。

【事務局】

　こちらの考えているところをポイントだけお話させていただくと、まず一つ目は規制のかけ方について、条例にのせて許可という形をとるのか、ガイドライン的な形から始めた方がいいのかという議論がある。もう一点は、用途的なお話になってくるが、用途地域でかけるのか、用途地域でない例えば地区計画という話があったが、そういうところからやっていくのか。その際に大阪府は広域行政体であり市町村とは役割が違うので、仮にモデル的に始めた場合、最終的にはどう広域的な規制にするのかというところが必要になってくる。広域的に考えた場合、厳しいというかしっかりした規制は各市町村でやっていただき、府としては全体的に緩やかにかけていく中で最低限の規制をかけていくと思っている。その辺り、考え合わせて最後にまとめていただければと思う。結論を出していただきたいわけではなく、次に部会なり審議会を開く際に、何かつながっていけるようなところにお話もっていっていただければと思う。

【委員】

　仮置きをしたのはまさに条例で規制しようというところからだった。そこで、委員からの依頼があり、CIEのことを忘れていたということで2000カンデラで実験をやった。ガイドライン的にやっていくというやり方もある。その場合、2000カンデラにこだわる必要は無く、地域ごとにやればよい。先ほどの話にもあったが、大阪府条例があるが景観行政団体が独自に条例を作った場合、この規制の基準を前提にして、それぞれ独自に規制をかけられるかもしれないが、それは大阪府として関係ないという話になってくる。

　仮置では不十分なのか。それとも仮置した１ページの裏にあるこれでやってみるかなあという気もしている。賛否ご意見あると思うがいかがか。

【委員】

　屋外広告物の部会ということで、それに限った論議になると思うが、例えば、駅前で一種二種でもコンビニがある。コンビニを見たら夜には街がだんだんと閉店しているので、らんらんと明るい。看板以上に明るいのではないか。それが販促につながっていると思うが、景観というのはまちなみ全体をみるものであって、屋外広告物から段階的にやっていくのもやり方だとは思うが、並行的に景観としてまちの明るさとして、特に夜間などやっていかないと、屋外広告物だけが課題としてあげられ、そこばかりたたかれる感じがしている。やはりまちの景観としてトータルでみていかないとおかしいと思う。大阪はどんどん夜が早くなっており、どんどん寂しい町になっていっているのが現実。だからといって、それ以上に輝度をあげる必要も無いが、活気のある町というのは光が関係してくる。

それともう一つ、ある業者の方に聞いたが、街中でどんどんバイパスなんかができてきて、店が林立してきており、ものすごく大きな看板ができてきている。道路が広くなってみんな高速を走るようになった。店が林立してくるとその中で目立たなければならないので、どんどん大きな看板になっている。屋外広告物だけでなく、例えば騒音規制も緩和されてうるさいので住宅街として適さないから店がたくさんできて、屋外広告物も大きくなってきている。また街路樹が成長するからさらに看板も高くなっていく。そういうことも考慮して、トータルでまちの景観を考えないといけないと業者から言われた。コンビニのことも申し上げたが、やはりトータルでみてほしい。屋外広告物だけに限ってというのは辛い。

【委員】

　委員がおっしゃるとおりだと思う。大阪光の委員会というものがあって、大阪府と大阪市が同時に参画している夜間景観の委員会。イベントでエリアごとに例えばミナミはもっとにぎやかで南らしい明るさにしようとか、エリアのコンセプトを決めながら整備していこうという動きをしている。残念ながら一般の方に知れ渡るほどの整備が進んでおらず、今やっと全体のガイドラインができ、エリアごとに取り掛かっていくということができたので、それはそれで進んでいくと思う。

近隣で言うと神戸なんかは、エリアごとに特徴があるので例えば南京町がしょぼい明かりだったらNGで、もっと派手な方がいいとかいう風になる。そういう計画をされているので大阪もこういう議論の機会が色々な場所であるので進んでいくと思う。その中でこの部会は住宅エリアのサイネージを考えるという部分だと思う。部分のことを部分の担当の専門家でまず抑えようという一度に何もかもできないのでそういう委員会だと思う。

【委員】

　それはよく理解している。行政は縦割りなので、他の部署にも通じて大阪府全体としてどう取り組んでいただきたいと思っている。

　委員に聞きたいが、このCIE、先ほどから基準はこれだといわれているが、基準の一つということを認めるが、大丸百貨店が梅田店を造ったときに外国人のデザイナーに頼まれて、照明がものすごく暗かった。

【委員】

　私は照明デザイナーなので、それにお答えするとすれば、その照明デザイナーの個性。外国人とか日本人とか関係なくて、その方をチョイスされたからそうなった。商業地なので、暗くするというのはひとつのルールではないし、それとこの話は全く違う。

【委員】

　そうですか。委員が（CIEの）基準と日本人の数字が似ているとおっしゃったので、確かにそれもあるのかなと思う。それと距離によって不快度がすごく変わってくる。

【委員】

　CIE（の基準）は日本人も入った中で決めている。

【委員】

会長もおっしゃったように位置。輝度とか面積という話もあったが、位置というか距離感も基準に入れていただきたいと思う。

【委員】

　そうなってくるとなかなか条例の条文化しにくい。私、法律家なので

【事務局】

　委員がおっしゃっているのは看板と実際の住宅のある敷地の距離によって、基準を変えていく。

【委員】

　それが明確にされれば、非常にありがたい。我々としてはお客さんに言いやすい。

【事務局】

　そこをどうルール化していくかということか。

【委員】

　何度も言っているが、条例で規制基準的にするのか、ガイドライン的にまちづくりの話合いの中でするのか。色々な選択肢があると思うが。

【委員】

　ガイドラインでもいいと思う。議論がどうも住居専用地域であるということが共有できていないと思う。商業地は全く関係ないのでばんばんやれるのに、そこが何か。

【事務局】

　一番問題なのは、住居専用地域で横に近隣商業地域があってその近隣商業地域が住居系にあたるかどうか。本当は基準としてその設置場所からの方向に向けて道路があって離れている場合、一番近い住居までの距離が何メートルの場合はどうか、そんな基準を個々に申請する場合に決めるかどうか。かなり審査が大変だが。

【委員】

　お客さんからするとここは許されているのに広告物だけなぜ厳しいのかという話。先ほども申し上げたが、コンビニの看板はらんらんと明かりがついている。それにも関わらず看板だけ。それならコンビニの看板の照明ももっと落とすべきではないか。

【委員】

　この委員会の最初にも同じことが出た。

【委員】

　出たんですか。

【委員】

内照看板の方がきつい。住宅地での内照看板も一緒に考えられないのかと申し上げたが、そこまでは一度には無理だろうと。内照看板の方が多く普及しているので。私なんかは、地方の住宅地で住民の方と一緒に調査をやるが絶対ひっかかるのがコインパーキングの看板。あれが明るすぎて住宅地の景観を阻害しているという人がいる。それと同じ話。この部会で当初、内照看板はやめておこうとなったので、今はサイネージだけにしぼってやっている。

【委員】

　車はスピードが出ているので、そのお客さんを捕まえようと思ったらやはり、遠くから見えるようなものとなると、どうしても輝度の高いものということになる。商売が絡んでくるとそうなる。

【委員】

　せめて住居専用の上質な夜間景観を守っていこうとするのは、長い目で見たときに日本の環境を大切にしていくということで大切。大阪府下には羽曳野とか枚方とか伝統的なエリアがある。そういうところの人たちが何かきっかけを失っていると思う。サイネージはそこに無くても他にあればいいのではないかということをこの審議会でやっていきたい。

【委員】

　たぶんイメージされている地域というのは、車がびゅんびゅん走っているような近隣商業になっているような準工業とか、住居系に指定されていない地域だと思う。意見交換の中で認識の違いをすごく感じる。

【委員】

一度事務局にビジュアルでエリアの違いというものを示してほしい。

【事務局】

　はい。そのあたりは整理させていただきたいが、補足的にこの用途地域についてもう一度説明させていただく。基本的には、店舗のところをみていただきたい。一種低層は店舗ができない。二種低層については日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具等のサービス業店舗のみ、が150㎡以下のものしかできない。一種中高層になると、物品販売、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。２階以下。となっており、二種中高層になると、２階以下ということになるので、マンションがあって、その下に小さな店舗があるようなイメージのエリアと捉えていただければと思う。現地の写真等は事務局で次回までに用意することを考えたいと思う。

【委員】

　だいぶ時間が経ってしまったが、みなさんそれぞれご意見があるので、まとめるのは難しい。

【事務局】

　今日、ご議論いただいた中でどうしても議論が広がっていってしまったが、論点はいくつかみえてきたと思うので、それを一旦まとめるような形で次の審議会にあげるということでどうか。

【委員】

　今の事務局の提案でいかがか。次回の審議会は一応、報告しないといけないのか。

【事務局】

進め方としてできましたら、論点をまとめるにあたり、各委員間で調整させていただき、最終的に委員に了解いただくような形で審議会に報告するというような形でどうか。

【委員】

　いかがか。事前に各委員の方に事務局から説明に伺うと思う。審議会の報告のための話。中々結論はでないと思う。この実験は非常に参考になったので大阪大学の先生方には感謝申し上げたい。何度も言うが、この実験は委託研究ではなく純粋に学問的研究。今までこういった研究はなく、独創性感が強いので、申し訳ないが資料を必ず事務局に返してほしい。

【事務局】

　これから資料は回収させていただく。ご協力よろしくお願いする。

【委員】

　一つだけ確認しておきたいが、先ほどの話の中で、一番初めのときにこの規制の審議を進めていくのは、こういう苦情が出てきたからとのことだったが、住居系の地域から苦情が出たということか。

【事務局】

　先ほど、2件あると申し上げたが住居系から出ている。立地しているところは、用途地域の中で言うと該当しないところもある。一つはパチンコ店で準工業地域だが、周辺の住居系地域から苦情が出ている。もう一つは量販店で近隣商業地域だが、それに隣接する住居系地域から苦情が出ているという状況。

　正確に言うと、URの団地の横にそういう店舗があって、そこから苦情が出ている。

【委員】

　景観アドバイザーみたいなもので、よく大きな建物のアドバイスをするが、北摂地域などではだいたい事前協議のときに近隣説明がある。その説明の中で近隣住民から言われたら最初から看板はつけない。ここにはつけないでくれ等かなりきつく言われるので、最初から外した状態で計画をたてているので、そういう意味で苦情はこなくて当然と思う。そういうのなしにつけたところやそういうのしなくていい場所がたまたま対象になっているのでは。

【委員】

　そういうアセスメントができるようになったのはごく最近ですね。

【委員】

　まぶしいとかそういうのは、行政に直接言っているのではないか。

【事務局】

　環境アセスメントみたいなものを地元説明では義務付けるのがいいのか。

【委員】

まあそうですね。誰に対して何言ったらいいのか分かった関係であれば、行政に苦情をいうでしょうね。まぶしくて夜、眠れないとか。

【委員】

　住居専用地域内だけのサイネージなんて、ほとんどありえないから話合う必要はあまりないというか、条例で決められたらいいと思う。

【委員】

　バッファーをどう捉えるか。

【委員】

　その周辺からの騒音とか光源をどうするのかという話なので、やはり全体的な話であって、そこだけの話ではない。

【委員】

前回までの資料に周辺何メートルエリアというのを仮で決定している。

【委員】

　50メートル

【委員】

　それでいいのかどうかというのが議論として大事。

【事務局】

　当初は100メートルだった。

【委員】

　よろしいか。それでは予定時間が来たので、これで終わらせていただく。いただいたご意見をまとめて、最終的には私の方で。本日は、これで終わります。どうも長い時間ありがとうございました。

**以上**